

滋賀県浄化槽適正管理推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、滋賀県浄化槽適正管理推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、浄化槽の適正な維持管理および法定検査に関する諸施策を効率的かつ効果的に推進することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 浄化槽台帳の整備に関すること。
- (2) 浄化槽管理者等に対する指導・啓発に関すること。
- (3) 浄化槽の維持管理・法定検査に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる浄化槽関係機関・団体で構成し、別表1の職にある者をもって組織する。

- (1) 滋賀県（循環社会推進課）
- (2) 滋賀県浄化槽設置推進協議会（市町）
- (3) 滋賀県環境整備事業協同組合（業界団体）
- (4) 滋賀県生活環境事業協会（検査機関）

(座長)

第5条 協議会に座長をおき、滋賀県生活環境事業協会会長がこれにあたる。

- 2 座長は会務を総理し、協議会の議事進行を行う。
- 3 協議会は、必要に応じて、座長が招集する。

(作業部会)

第6条 第3条に定める業務の円滑な実施に資するため、協議会のもとに実務者からなる作業部会を置く。

- 2 作業部会の会員は、第4条に定める関係機関・団体からの推薦により定める。
- 3 作業部会は、必要の都度、座長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、滋賀県生活環境事業協会に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り座長が別に定める。

付 則

この規約は、平成30年8月24日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

関係機関・団体名	職 名
滋賀県	琵琶湖環境部循環社会推進課長
滋賀県浄化槽設置推進協議会	彦根市市民環境部生活環境課長
	大津市環境部廃棄物減量推進課長
	多賀町地域整備課長
滋賀県環境整備事業協同組合	専務理事
滋賀県生活環境事業協会	会長